

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和4年12月1日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社MHコンサルティング
	代 表 者	羽深 剛士 (はぶか たかし)
	主たる事務所	東京都世田谷区玉川田園調布2丁目5番7号
	免 許 年 月 日	令和2年9月11日 (当初免許年月日 令和2年9月11日)
	免 許 証 番 号	東京都知事(1)第105247号
聴 聞 年 月 日	令和4年11月7日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止15日間	
業 務 停 止 期 間	令和4年12月15日から同年12月29日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第65条第2項第4号 (報告命令の拒否による業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、令和3年11月の不動産の購入に係る業務について、令和4年6月から同年8月までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。</p> <p>このことは、法第65条第2項第4号に該当する。</p>	